

印刷物の見積依頼について

本市では、下記のとおり印刷物の見積依頼を行っています。

記

- ①印刷物の見積依頼は、毎週水曜日から金曜日までの間に、事業者が守口市役所（総務課）に来庁し、発注明細書等を受け取ります。

【持ち帰り用の見本について】

持ち帰り用の見本がある場合は、数に限りがあり先着順となります。

1業者1部でお願いします。

- ②見積書の提出は、翌週の月曜日の朝9時までに、FAXで提出してもらいます。

期限を過ぎて見積書を提出された場合は、見積辞退とみなします。

※見積りに参加する場合は、本市物品等の入札参加有資格者名簿への登録が必要です。取扱種目が「一般印刷（企画・デザイン含む）」である必要はありません。